

2015 年度 法学部・法学会共催 春季講演会



「生活保護訴訟に関わって」

講師：植松 真樹氏（弁護士）

日本社会の現状は、近年、しばしば「格差」や「貧困」という言葉で語られます。このような現状を示す客観的データとして、生活保護受給者数の推移があります。日本の生活保護受給者数は、約 88 万人だった 1995 年を底に増加に転じ、2011 年 7 月には過去最高を記録しました。その後も受給者数は増え続けており、今年 3 月には 217 万人を超え、過去最高を更新しています。

その原因の 1 つには、稼働年齢層（就労可能な年齢層）の生活保護受給者の増加があると言われています。『平成 26 年度版・厚生労働白書』は、2003 年度から 2014 年度 2 月までの約 10 年間で稼働年齢層の生活保護受給世帯数が約 3 倍増したことに触れています。これは、高齢者・母子・障がい者などの他の被保護世帯と比較して、極めて著しい増加傾向なのです。

今回、講師としてお招きする植松氏は、静岡を拠点に活躍されている弁護士です。氏は、稼働能力活用の努力が足りないとして生活保護を打ち切られた原告（当時 64 歳・男性）が提起した裁判（静岡市生活保護訴訟*）において、弁護団事務局長として尽力されています。この裁判では、生活保護法が保護受給要件としている稼働能力活用要件の解釈や、生活保護を打ち切るという不利益的行政処分（保護停止処分）を行う場合の行政の裁量的判断のあり方が争点となっています。

講演会では、静岡市生活保護訴訟とはどのような裁判か、その概要をお話しいただくとともに、植松氏がこの裁判にどのように関わってこられたのか、ご自身のリアルな体験談を交えてお話しいただきます。氏とこの裁判との関わりは、当時まだ弁護士になったばかりの植松氏が、同じ法律事務所の年長弁護士とともに、原告が受けた保護停止処分の審査請求に代理人として名を連ねることになった頃にさかのぼります。これ以降、本件に深く関わられることとなります。

日本の生活保護行政が抱える問題の一端に触れ、弁護士という職業の具体的な姿についても直接にうかがえる機会となることと思います。多くの皆様のご参加を、お待ちしております。

* 静岡市生活保護訴訟は、2010 年 4 月 1 日に提訴されたことなどから、「静岡エイプリルフール訴訟」とも呼ばれています。

日時：6 月 16 日（火）9 時 20 分～10 時 50 分

会場：名古屋キャンパス S 棟・S21 教室

※法学部学生、法務研究科学生に限らず、学内の方、どなたでも聴講歓迎します。